

2024 年 1 月 24 日(追記 2024 年 3 月 5 日)

「2024 年度 CPDS の主な変更点」

2024 年度からの CPDS の審査基準、規定等に関して、外部の有識者からなる CPDS 技術委員会の審議により、いくつかの変更をいたします。

講習会実施機関 ID をお持ちの皆様に関連した、主な変更点は以下の通りです。ご確認ください。

1. ドローン講習について

現在ドローン講習(実技をメインとした学習)は、通常の土木技術講習として【形態コード 101-1 (1 時間 1 ユニット)】で審査を行っております。

ドローン講習は、関連する法規等の座学と、機器の操作、実技が主な内容であることから、他の建設機械の操作の講習等の技能講習との公平性を考慮し、【形態コード 104(技能講習 1 時間 0.5 ユニット)】が適切であるということとなりました。

資格取得のドローン講習(一等無人航空機操縦士、二等無人航空機操縦士など)を含む実技をメインとしたドローン講習は、2024 年 4 月 1 日開催分より【形態コード 104】としてプログラム審査をいたします。

現在、受講者の募集方法等によっては「社内研修」としての審査となっておりますが、2024 年度からは募集方法等にかかわらず、一般講習(技能講習)として審査をいたします。

なお、ドローン講習であってもドローンを活用したICT施工などの講習に関しては、従来通り、通常の土木技術講習として【形態コード 101-1(1 時間 1 ユニット)】での審査をいたします。

例:ICT 講習会(ドローンの利活用)、現場におけるドローン活用セミナー 基本編 他

現場に特化していない、ドローンの制度・登録等については、上記以外の形態コードなどでの承認になることもあります。

2. 「ながら学習」について

CPDS では「ながら学習」(学習時間に複数の作業等をしている)は対象外となります。

「オンライン」で実施されるプログラムの増加に伴い「ながら学習」についての報告が多数ありました。

(例)

- ・車の運転をしながら、別作業をしながら、飲食をしながら、オンラインセミナーを受講する
- ・集合講習とオンラインセミナー、オンラインセミナーと別のオンラインセミナーの 2 つの講習を同時受講する

「ながら学習」が判明した受講者については、「非承認」対応や ID 停止措置の対応をした事例もあります。

オンラインセミナー開催時に、必ず受講者に「ながら学習」についての注意喚起をお願いします。

3. 遅刻・早退者の取り扱いについて(集合形式・オンライン形式)

認定プログラムの遅刻・早退者、オンライン接続不備について、2024 年度から以下の規定で行います。

※追記 主催者が遅刻・早退を認めない(ユニット対象としない)場合は、主催者の意見を尊重いたします。

◆遅刻・早退の場合◆

【遅刻・早退した時間を全体講習時間から除いても認定ユニット数が変わらない場合】

→全受講者として審査、承認します。(受講証明書発行可、オンラインセミナー代行申請可)

(例)講習時間 4 時間 「4 ユニット」認定の講習

遅刻 25 分 受講時間 3 時間 35 分→4 時間(30 分以上繰り上げ)

「4 ユニット」承認

【遅刻・早退した時間を全体講習時間から除くと認定ユニット数が変わる場合】

遅刻(早退)時間が全体講習時間の 1 割以下又は 15 分(CPDS 規定)かどちらか少ない時間を超えていないか、超えているか

超えていない→全受講者として審査、承認します。(受講証明書発行可、オンラインセミナー代行申請可)

超えている→全受講時間から遅刻(早退)時間を除いた時間の部分受講者として審査、承認します。

(例) 講習時間 3 時間 30 分 (210 分) 「4 ユニット」認定の講習の場合

講習時間 3 時間 30 分は、1 分でも遅刻(早退)すると、ユニット数が変わる。

遅刻(早退)時間が全体時間の 1 割以下又は 15 分のどちらか少ない時間までは全受講とする。

210 分の 1 割(210 分) は 21 分なので、小さい値の 15 分(CPDS 規定)が基準時間となる。

(1) 10 分遅刻した場合

基準時間「15 分」以内の遅刻なので、全受講者として審査、承認します。(受講証明書発行可、オンラインセミナー代行申請可)

(2) 25 分遅刻した場合

遅刻 25 分は基準時間「15 分」を超えているので、講習時間から 25 分を除き受講時間を計算
3 時間 05 分→3 時間(30 分以下切り捨て)

「3 ユニット」となり、全時間受講とは承認ユニット数が異なります。

※※全受講者として審査、承認できなかった場合※※

①全受講者と集合形式、オンラインセミナーとも、受講者氏名と実際の受講時間を明記、プログラム番号なしで受講証明書発行。代行講習の場合、主催者代行はできず、受講者からの申請となります。

受講証明書のひな形は JCM システムよりダウンロードできます。

(加入者メニュー→講習会実施機関 ID→CPDS 学習プログラム→受講証明書ひな形)

②オンラインセミナーでは、遅刻者は出席開始時点、早退者は早退直前のスクリーンショットを保存し他スクリーンショット登録時に、PDF 資料として登録してください。

◆オンラインの接続トラブルの場合(遅刻・早退以外)◆

以下のオンラインの受講確認とは「主催者がカメラを通して受講確認ができている、かつ、受講者側で映像・音声繋がって学習できている状態」を示します。

スクリーンショット登録時のみ受講者のカメラを ON にすることは、受講確認ができていないこととなり、ユニット登録をすることはできません。必ず全受講時間に対して、受講者側のカメラを ON にして、主催者側がカメラを通して受講確認を行ってください。

●受講確認ができなかった時間を除いても、認定ユニット数と変わらない場合

→全受講として承認

※受講確認が可能となった時点(カメラ ON になった時点)のスクリーンショットを保存し、他スクリーンショット登録時に PDF 資料として登録してください。

●受講確認ができなかった時間を除くとユニットが変わる場合

A. 受講者側は接続でき学習可能、カメラ不具合あり、主催者側で、モニターでの受講確認ができないが、電話やチャット等で受講確認ができた

(1) 受講確認ができない時間が 30 分以下であれば、全受講と同等とする。

→全受講として代行申請可

(2) 受講確認ができない時間が 31 分以上であれば、全受講とみなさない。

→部分受講者として「受講証明書発行」

(受講者氏名と実際の受講時間を明記、プログラム番号なしで受講証明書発行。主催者代行申請はできず、受講者からの申請となります。)

B. 受講者側が正しく学習できない(画面が確認できない)

(受講者側で映像が映らない/音声聞こえない、且つ主催者側でモニターでの受講確認ができない/チャットなどで学習状態が確認できない)

学習できなかった時間が全体講習時間の 1 割以下又は 15 分(CPDS 規定)のどちらか少ない時間を超えていないか、超えているか

超えていない→全受講者として審査、承認します。(オンラインセミナー代行申請可)

超えている→部分受講者として「受講証明書発行」

(受講者氏名と実際の受講時間を明記、プログラム番号なしで受講証明書発行。主催者代行申請はできず、受講者からの申請となります。)

(例) 講習時間 3 時間 30 分(210 分) 210 分の 1 割 21 分 > 15 分(CPDS 規定)

学習できなかった時間が 15 分以下は全受講として代行申請可

学習できなかった時間が 16 分以上は部分受講者として「受講証明書発行」

※A、B とも、受講確認が可能となった時点(カメラ ON になった時点)のスクリーンショットを保存し他スクリーンショット登録時に、PDF 資料として登録してください。

4. 代行申請(ユニット登録)の対応について

代行申請とは、講習会実施機関が受講者に代わって、学習履歴(ユニット登録)申請を行うプログラムです(申請時、主催者が代行を選択したプログラム)。

現在、代行のプログラムでは主催者から受講者の受講履歴(ユニット登録)の代行申請をしていただくと、すぐにユニット登録が承認され、受講者には、自動配信でユニット登録に関する通知メールが発信されます。

オンラインセミナーの代行プログラムは、代行申請と同時にスクリーンショット登録をしていただきますが、当会でのスクリーンショット確認前にユニット登録が承認されます。

代行申請時に受講者相違(CPDS登録番号相違等)があった場合は、注意喚起のメッセージを表示していますが、相違点を確認・解消しないまま登録する申請が多く見受けられました。

2024年度からは、代行申請の受講履歴(ユニット登録)は自動承認せず、CPDS登録番号相違などの確認作業をおこなってから承認します。

代行プログラムに受講履歴(ユニット登録)の代行申請をしていただくと、いったん学習履歴申請者のユニット登録は「申請中」となります。その後、当会で確認作業を行い、問題がなければユニット登録(承認)をします。

ユニット登録承認になると、主催者と受講者の両者に自動配信でユニット登録に関する通知メールを発信いたします。

確認作業が発生する為、現状よりも1~3営業日程度ユニット登録にお時間がかかります。

オンラインセミナーも受講履歴(ユニット登録)の代行申請の確認作業(CPDS登録番号・氏名照合)を行い、問題がなければユニット登録(承認)します。

受講者とスクリーンショットの照合作業は、ユニット登録(承認)後に実施するため、万一、スクリーンショットに不備不足があった場合は、ユニット登録後であってもユニット取消等の対応をいたします。スクリーンショットの不備不足がないよう、ご注意くださいようお願いいたします。

※代行申請時に入力いただく「CPDS登録番号」は数字のみ(頭の0を除き、4~6桁)で構成されています。アルファベット等が含まれている、7桁以上の数字の場合、「CPDS登録番号」ではありません。

※2024年度ガイドラインを3月下旬頃(予定)ホームページで発表いたします。必ずご確認ください。